

地域意見交換会アンケートの結果及び都市マス改定素案への反映について

【松浪地区】

都市マスタープラン意見交換会アンケート (松浪地区)

分野	内容	対応 (新都市マスタープランでの記載内容)	新都市マスタープランでの記載箇所
土地利用	地区計画の推進	●住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、地区計画等の都市計画制度や建築協定等を活用し、快適な住環境の維持・向上をめざします。	
	土地開発時の規制逃れ対策	●工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。	6-1-3 土地利用の方針 (1) 地域特性を生かしたまちづくり ○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり
	1軒だった所に3軒が出来る現実が今でもある。クラスター拡大に繋がる様な土地利用に歯止めをかけて欲しい	(低層住宅地における敷地細分化を抑制するため、平成24年2月に都市計画法に基づく「建築物の敷地面積の最低限度」を指定するとともに、発災時の延焼火災の被害を抑制することを目的に、平成29年12月1日に、準防火地域の指定を拡大しました。地域として更に厳しい規制をかける合意ができれば、建築協定や住民協定、景観協定等の活用も考えられます。)	
	松浪地区は、テラス跡地再開発以降、「茅ヶ崎らしさ」を創り得る土地は極めて少なくなっています。行政による土地の公共利用を徹底しない限り、民間業者の開発に荒らされるばかりです。	●工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。 ●都市拠点、大規模な開発行為等の整備に併せて、緑陰空間、ベンチの設置等人が集える公開空地や公共空間の創出を進めます。	6-1-3 土地利用の方針 (2) 足を運びたいくなる拠点の形成 ○都市機能の集約の促進 6-4-3 都市景観形成の方針 (2) 屋外の生活を楽しめる空間をつくる ○魅力ある公開空地や公共空間の創出
	マスタープランの中に工業系ゾーンが見当たりませんが、市税が少ないなか、収入増の計画はないのか	●工業・業務の操業環境等の維持・向上をめざします。 (松浪地区では工業・業務ゾーンは存在しませんが、工業・業務ゾーンがある地域においては、当該地の工業・業務の操業環境等の維持・向上をめざします。)	6-1-3 土地利用の方針 (1) 地域特性を生かしたまちづくり ○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり
	<p>・南東部地域の「3-2-3 都市づくりの方針」の(1)地域特性を生かしたまちづくり ・住まいの近くに生活に必要な施設を確保するために商業地の維持・整備をめざします。</p> <p>●工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。</p> <p>★上記文言を削除してほしい。理由は、 (1) 既に、辻堂駅にはテラスモールがあり、隣の藤沢市、平塚市にも大きな商業施設があるので、商業地の整備には反対です。むしろ逆で、これからの少子高齢化を考えると、緑の空間、静かな自然環境を守ることが最重要。</p> <p>(2) 大規模施設の一つに「茅ヶ崎ゴルフ場」がある。県は、跡地利用の基本方針に沿って、再度事業者を募集するはず。ゴルフ場が開発され、戸建て住宅、商業施設、大型住居などが建設されると134号線浜須賀から富士を眺める景色が一変する。また、南東部に唯一残っている緑と生物の多様性が失われる。更に、学園通り、ラチエン通りは道路幅が狭く、賑わいを演出する事業は地元住民にとってマイナス効果になる。</p> <p>(3) 茅ヶ崎ゴルフ場は南東部地域の広域避難場所でもある。今回、新たに汐見台公園と松下政経塾が広域避難場所として設定されたが、避難面積は2平米/人より広いことが当然ながら良いはず。また、近年ゴルフ場はゴルフを楽しむ人専用の施設ではなく、近隣の住民、市民が楽しむことが出来る施設に変化してる所が多数ある。子ども達が安心して遊べる空間としての利用も可能なようにしていくべき。</p> <p>以上より、「適正な土地利用を誘導する」のではなく、「現状の広さを持つ広域避難場所を確保し、緑の保全と生物の多様性を担保する」をキーワードとする方向に改めてほしい。</p>	<p>((1) 「・住まいの近くに生活に必要な施設を確保するために商業地の維持・整備をめざします。」とは、高齢化が進む中で、多世代にとって快適な住環境実現のため、日常の生活に必要な食料品等の店舗・診療所・保育園・公園等、生活に必要な都市機能が身近にある環境を目指す事を意味しています。具体的には、新しい大きな商業地を開発するのではなく、現在あるスーパー等の商業地を維持したり、必要な公園等を整備する事を指します。また、緑地空間や静かな自然環境の保全については、自然環境保全・緑地整備の方針((1) 人々がふれあうみどりの充実、(2) 生きものが生育・生息するみどりの確保 で方針を記載しています。)</p> <p>なお、辻堂駅周辺等の都市拠点は、都市機能のうち、生活する上で身近に必要な施設である日用品を販売する店舗・診療所・保育園・公園等だけでなく、利用頻度は高くないが、なくてはならない(生活を楽しむためにあった方がよい)施設である市役所等の行政施設・映画館・本屋・銀行・図書館・旅行代理店・総合病院などが集約された、多くの人が行きたくなる場所であることを目指しており、住まいの近くの土地利用方針とは区別しております。)</p> <p>((2) ●工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。 ●公園や市街地の樹林、市民緑地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとのふれあいの機会を提供するとともに、みどりの多様な機能を発揮させ、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、みどりの保全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。 ●景観の事前検証を行い、魅力ある眺望の保全を進めます。)</p> <p>((3) ●まちなかの農地をはじめとしたオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりをめざします。 →当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。)</p>	<p>6-1-3 土地利用の方針 (1) 地域特性を生かしたまちづくり ○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり</p> <p>6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針 (1) 人々がふれあうみどりの充実 ○身近なみどりの充実</p> <p>6-4-3 都市景観形成の方針 (1) 景観資源と眺望を守り、継承する ○眺望景観の保全</p> <p>6-5-3 住環境整備の方針 (1) 快適な住環境の形成 ○良好な住環境の形成</p>

分野	内容	対応（新都市マスタープランでの記載内容）	新都市マスタープランでの記載箇所
交通体系整備（交通）	自転車交通の安全性の配慮…6m以上の道路にグリーンベルトを新設して欲しい。何故か鉄砲通の浜須賀地区だけ自転車道がある。整備計画を入れて欲しい。	●「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備を行うことで風を感じる空間づくり並びに、自転車の有効活用及び利用促進を図ることで暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。 （自転車走行空間の整備については、「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画（自転車ネットワーク計画）」にて整備優先順位を設定しており、個別計画にて進捗を管理しています。 なお、道の駅の駐輪場については、「茅ヶ崎市道の駅整備計画（平成28年3月策定）」にロードタイプのサイクルスタンドも含め、整備を位置づけております。）	6-2-3 交通体系整備の方針 （3）暮らしを楽しむ移動環境の形成 ○歩行者空間・自転車利用環境の整備
	海岸の自転車道の整備、及び道の駅に駐輪場を設けることを計画に入れて欲しい。この際スタンドの無いスポーツタイプの自転車用の駐輪場が欲しい。		
	学園通り、ラチエン通りは、市内の重要な幹線道路です。拡張計画を建築してください。	●主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、住環境を良好に保全することに努めます。 （道路の整備については、「茅ヶ崎市道路整備プログラム」「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画」にて整備優先順位を設定しており、個別計画にて進捗を管理しています。）	6-2-3 交通体系整備の方針 （1）安全で快適な道路交通の基盤づくり ○道路網等の整備と維持管理
	（p11）小和田・中赤線は未着手となっていますが、「計画」はどのようになっていますか、宅地化が進み当地区はもう無理と思われる。	●主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、住環境を良好に保全することに努めます。 （今後、都市計画道路の見直しを行う予定であり、都市計画道路として事業化の目処は立っていませんが、小和田中赤線は必要な路線として位置づけられています。）	6-2-3 交通体系整備の方針 （1）安全で快適な道路交通の基盤づくり ○道路網等の整備と維持管理
	コミュニティバスのような中型バスの本数を増やした方が茅ヶ崎市では有効ではないのか。中学生の部活動移動に自転車禁止もふまえて。	●地域の交通の特性を考慮し、その地域に適した乗合交通のあり方を検討します。	6-2-3 交通体系整備の方針 （2）過度に自動車に依存しない交通体系の形成 ○乗合交通の利便性向上
自然環境保全・緑地整備（みどり）	公園の新設・保存、小和田消防跡地の公園化。 松浪地区では各自治会にあった借り上げ児童公園がどんどん失われています。住宅地にある公有地を利用して公園を整備する方針を計画に入れて欲しい。 保存樹林は私有地であるが、整備のガイドラインを計画に入れて欲しい。浜竹4丁目にある保存樹林は下草がはびこって暗く防犯上危険性が高い。	●公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）の状況や空き地の分布状況を踏まえながら適切な配置を検討します。 →当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。	6-5-3 住環境整備の方針 （1）快適な住環境の形成 ○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続
	（p3）基本理念に、「グリーンインフラストラクチャー」は「茅ヶ崎らしさ」を創生する大きな理念です。自然環境保全、緑地整備は大いに期待するところですが、茅ヶ崎らしさを高める都市機能が近接している環境を強化するどころか、現状すら維持できず緑は失われて行くばかりです。この理念・計画を緑の保全・創出に向けて、強力に進めてください。	（基本理念の「グリーンインフラストラクチャー」は、今後の都市づくりを行う上で根底の考え方となります。自然環境保全・緑地整備の方針だけでなく、全ての分野で「グリーンインフラストラクチャー」を意識した都市づくりを行ってまいります。）	—
	みどり、砂浜の減少をどうとらえているのか	●公園や市街地の樹林、市民緑地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとのふれあいの機会を提供するとともに、みどりの多様な機能を発揮させ、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、みどりの保全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。 ●海浜植物等海岸固有の生きものが生息・生育する海岸環境の保全・再生をめざします ●北部丘陵や河川・海岸・農地・まちのみどりは、引き続き保全・再生を進めます。 （自然環境保全・緑地整備の方針で保全・再生等の方向を位置づけています。なお、みどりに関する個別計画である「茅ヶ崎市みどりの基本計画」の改定を実施しており、当該計画を反映した内容として方針を記載しています。）	6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針 （1）人々がふれあうみどりの充実 ○身近なみどりの充実 ○立地ごとのみどりの充実 （2）生きものが生育・生息するみどりの確保 ○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成
都市景観形成（景観）	海岸環境の保全・整備、ゴミの問題	●海浜植物等海岸固有の生きものが生息・生育する海岸環境の保全・再生をめざします。 （ゴミに関する問題については、総合計画基本構想のまちづくりの基本理念「まちづくり」ではなく、「暮らしづくり」（環境部局）で対応を図ります。） →当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。	6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針 （1）人々がふれあうみどりの充実 ○立地ごとのみどりの充実
	鉄砲通り富士見町は、正面に富士山を見ることが出来る場所です。この景観を是非保全して下さい。	●景観の事前検証を行い、魅力ある眺望の保全を進めます。	6-4-3 都市景観形成の方針 （1）景観資源と眺望を守り、継承する ○眺望景観の保全
	風致地区・緑地帯の見込みは？	●住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、地区計画等の都市計画制度や建築協定等を活用し、快適な住環境の維持・向上をめざします。 （現時点では、風致地区等の指定予定はありません。地域として更に厳しい規制をかける合意ができれば、建築協定や住民協定、景観協定等の活用も考えられます。）	6-1-3 土地利用の方針 （1）地域特性を生かしたまちづくり ○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり

分野	内容	対応（新都市マスタープランでの記載内容）	新都市マスタープランでの記載箇所
住環境整備 (住環境)	ブロック塀撤去・転換の推進計画	<p>●狭隘道路については、災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。</p> <p>●倒壊の危険性が高い公共建築物の耐震化を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人が利用する建築物等の耐震化を促進します。</p> <p>（危険ブロック塀等の解消に向けた助成制度については、平成30年度下半期より緊急措置として「沿道景観形成事業」により工事費に対する助成を行っております。平成30年度以降につきましては、新たな助成制度の検討を行ってまいります。）</p>	6-6-3 都市防災の方針 （1）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○地震に強い都市基盤の整備
	アパート等の開発の際には、緑化を義務付けておりますが、低木の植栽で済まされています。防災上 高い樹木の植栽を、義務付けてください。	<p>●みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能を有している水田等の保全や延焼遅延効果を持つ街路樹や市街地の樹林等の保全を推進します。</p> <p>●災害による被害を軽減するため、地震、津波、大規模火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。</p> <p>→当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。</p>	6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針 （1）人々がふれあうみどりの充実 ○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実 6-6-3 都市防災の方針 （1）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○災害に備えた機能の整備
	茅ヶ崎市としての人口目安はあるのですか？（収入源として）人口をむやみに増加させて環境は良くなるのか？（すべての分野に関連している）	（本市の将来人口は、平成32年約24万人でピークをむかえ、その後は少しずつ減少すると見込まれています。平成28年3月に策定した茅ヶ崎市人口ビジョンでは、平成72年の目標人口を23万人としています。）	—
都市防災	松浪地区では災害時のクラスター火災が大きな問題となっている。この問題は平成20年度に提起されているが、平成25年度の見直しでも変化なし。クラスターの分断や解消に向けた計画を提案してほしい。	<p>●災害による被害を軽減するため、地震、津波、大規模火災等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。</p> <p>（低層住宅地における敷地細分化を抑制するため、平成24年2月に都市計画法に基づく「建築物の敷地面積の最低限度」を指定するとともに、発災時の延焼火災の被害を抑制することを目的に、平成29年12月1日に、準防火地域の指定を拡大しました。地域として更に厳しい規制をかける合意ができれば、建築協定や住民協定、景観協定等の活用も考えられます。）</p>	6-6-3 都市防災の方針 （1）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○災害に備えた機能の整備
	松浪地区には広域避難場所が一箇所出来た。しかし地震災害時、津波警報が出た場合には役に立たない。先般浜竹一丁目と二丁目自治会がクラスター火災を想定して、湘南コランエネジーへの避難訓練を実施した。この際東海道線の踏切を渡る最短ルートは駅間に電車が止まったりして踏切が閉まったままになると、大きく迂回することになる。東海道線の下を通る歩車道の整備を計画に入れて欲しい。	<p>●災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給等、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。</p> <p>●災害による被害を軽減するため、地震、津波、大規模火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。</p> <p>（都市計画道路として事業化の目処は立っていませんが、東海道線下を南北に結ぶ都市計画道路として、小和田中赤線が必要な路線として位置づけられています。）</p>	6-6-3 都市防災の方針 （1）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○地震に強い都市基盤の整備 ○災害に備えた機能の整備
	災害時のコミュニティセンターの位置づけ、機能を明確にしてほしい。	（茅ヶ崎市地域防災計画では、災害時のコミセンの位置づけはありません。） →当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。	—
	防災上観点から考えると松浪地区は藤沢市の辻堂地区と隣接しており両者の協働は切り離せない。災害時の近接地域の協働を計画に入れて欲しい。	（災害時における近接地域との協働の取り組みについては、藤沢市や平塚市等の県内をはじめ、県外とも相互応援協定を締結し、備えています。 なお、防災に関する具体的な取り組みについては、総合計画基本構想のまちづくりの基本理念の「まちづくり」ではなく、「暮らしづくり」で対応を図ります。） →当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。	—
その他	茅ヶ崎らしさは都市マスタープランの最大のテーマです。もっと具体的に企及してください。	（都市マスタープランは、本市のあるべき姿を将来都市像として定め、その実現に向けた都市づくりの方向性を示した、いわゆるビジョンの計画になります。具体的な取組内容については、本計画下位の個別の計画で定めており、進行管理しています。）	—